

平成29年度集団指導・平成30年度報酬改定説明会 Q & A

No.	該当資料 ページ	対象サービス	質問	回答
1	⑤ P49	通所介護	「7級地」の1単位の単価は、いくらか。	7級地の通所介護の1単位の単価は、10,14円で変わりありません。
2	④ P65	居宅介護支援	上段 概要 ア 契約時の説明等 「利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬を減額する。」とあるが、この旨は、居宅介護支援事業所の重要事項説明書に記載したほうがよいか。	利用申込者又はその家族に説明するに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得る必要があることから、「運営規程」・「重要事項説明書」に記載する必要がある。 なお、「運営規程」に追記した場合、この内容だけをもっての「変更届」の提出は、不要とする。
3		訪問看護	訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問の見直しについて、体調管理のため訪問看護ステーションAを週2回利用した上で、リハビリのため別の訪問看護ステーションBを週1回利用した場合、Bにおいて新たな訪問看護サービスを利用しなくてもAとの連携は可能か。 事業所によっては、1か月に1回の訪問看護サービスが必要のところや、毎週のリハビリの都度に必要のところがあるが、どうか。	訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）が訪問看護を行っている利用者の訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、当該訪問看護ステーションの看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が利用者等の情報を共有した上で、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月老企第55号）に示す様式に準じて提供したサービス等の内容を含めて作成することとしており、これにより適切な訪問看護サービスが行われるよう連携を推進する必要がある。
4		介護老人福祉施設	特養における「夜勤職員配置加算」項目の喀痰吸引が実施できる職員の配置とは、以前に特養のみ特例で実施された認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）取得者でもよいのか。	可能である。
5		介護老人福祉施設	「看取り看護体制」の新規項目について、以前よりあった看取り看護体制の加算算定要件の正看護師（常勤）配置基準は、そのまま残っているのか。	改定後の「看取り介護加算（I）」は、現行の「看取り介護加算」であるため、常勤の看護師を1名以上配置する必要がある。

6	居宅介護支援	1 居宅介護支援の医療と介護の連携強化 「入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供するよう依頼することを義務付ける。」と示されている事について、重要事項説明書や居宅介護支援事業所の掲示物に記載する必要はあるのか。	「重要事項説明書」に記載する必要がある。
7	居宅介護支援	2 居宅介護支援の公正中立なケアマネジメントの確保 「利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所のケアマネジメントに位置付けた理由を求めることが可能であることを義務付け」との説明があるが、その旨を重要事項説明書や居宅介護支援事業所の掲示物に記載する必要はあるのか。	NO. 2と同様である。
8	居宅介護支援	3 居宅介護支援の訪問回数が多い利用者への対応 訪問回数の多い生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合、市町村にケアプランを届ける旨について、重要事項説明書や居宅介護支援事業所の掲示物に記載する必要はあるのか。	特に、記載する必要はない。
9	居宅介護支援	①「退院・退所加算」において病院スタッフと退院前に自宅訪問した場合と、病院内において退院時カンファレンスを実施した場合では、請求できる単位は450単位に600単位を加えたものになるのか。 ②利用者入院中リハビリ担当者に対して、リハビリの進捗状況を聞くことはカンファレンスなしの算定になるのか。	①設問の場合、「退院・退所加算（Ⅱ）ロ」の750単位となる。当該加算は、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。また、当該加算のいずれかの加算を算定する場合は、当該加算のその他の加算は算定しない。 ②設問の場合、カンファレンス無しに該当する。 「カンファレンス」については、病院又は診療所の場合、診療報酬に算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たす必要がある。
10	通所介護 短期入所生活 介護	生活相談員配置等加算は、共生型サービスのみでの加算要件でよいか。	共生型サービスのみである。

11		居宅介護支援	①居宅介護支援における「入院時情報連携加算」において、入院から3日以内、7日以内に情報提供とあるが、入院当日を含めた日から翌日からか。 ②具体的な算定日はいつか。 ③事業所が営業日でない場合等、日数の免除等はないのか。	①入院日は含めない。 ②当該加算は、1月に1回を限度として算定するため、情報提供を行った日の属する月に算定となる。 ③日数の免除等の特例はない。
12		居宅介護支援	入院時情報連携の様式例はいつ示されるのか。	厚生労働省ホームページ（平成30年度介護報酬改定について）を参照されたい。
13		介護老人福祉施設	特養入所後に要介護2の判定が出た方に対して、入所判定を行い65点以上で在宅復帰が厳しいと判断し、入居を継続した場合、その後はどのように対応すればよいか。 再判定は必要なのか。必要であればどのタイミングで行うのか。	その後の要介護認定の更新で再度要介護1又は2の結果が出た場合は、そのタイミングで再判定が必要となる。
14	④ P 4	訪問介護	①同一建物集中減算の②は、一つの建物で1か月当たり50人以上で解釈すればよいのか。 ②同一敷地内にある2棟の人数が合計50人以上の場合は減算対象になるのか。	利用者数については、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算しない。 ただし、建物が渡り廊下でつながっている場合など、一体的な建築物として判断される場合は、この限りではない。
15		介護老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能について、入所前後訪問指導割合と退所前後訪問指導割合に関して、従前からある入所前後訪問指導加算と退所前後訪問看護加算をとっている利用者が、今回の指標の対象となるのか。	対象となる。
16		介護老人保健施設	①入所前後訪問及び退所前後訪問について、居宅訪問が原則となっているが、介護老人保健施設の告示第2の6に示されている入所前後訪問では、居宅の扱いにサービス付高齢者住宅や介護（在宅サービス、小規模多機能、ショートステイ）サービス事業所は対象になるのか。 ②退所前後訪問の他の社会福祉施設等として、サービス付高齢者住宅や介護（在宅サービス、小規模多機能、ショートステイ）サービス事業所は対象になるのか。 併設のサービス付高齢者住宅も対象となるのか。	居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。